

感染症法等の改正について

現在、改正案が検討されている「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」について、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者が入院措置や検査を拒否した場合などには刑事罰を与えること、感染に関する情報提供を拒否した場合にも罰則を科すこと等が議論され、報道もなされております。感染症法の基本理念は「新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。」と第二条に定められており、同法前文には「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。（抜粋）」と記載されております。

一般社団法人日本エイズ学会は、後天性免疫不全症候群（AIDS）をはじめとした感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が繰り返されることの無いよう強く希望すると共に、このたび一般社団法人日本医学会連合が発出した「感染症法等の改正に関する緊急声明（2021年1月14日）」および、一般社団法人日本公衆衛生学会・一般社団法人日本疫学会が発出した「感染症法改正議論に関する声明（2021年1月14日）」に賛同致します。

2021年1月18日
一般社団法人日本エイズ学会
理事長 松下 修三